

組織改正の実施（法務室の設置）について

平成21年6月26日
北陸電力株式会社

当社は、本年7月1日付で、本店総務部内に「法務室」を設置することとしましたので、お知らせいたします。

（1）総務部「法務室」の設置

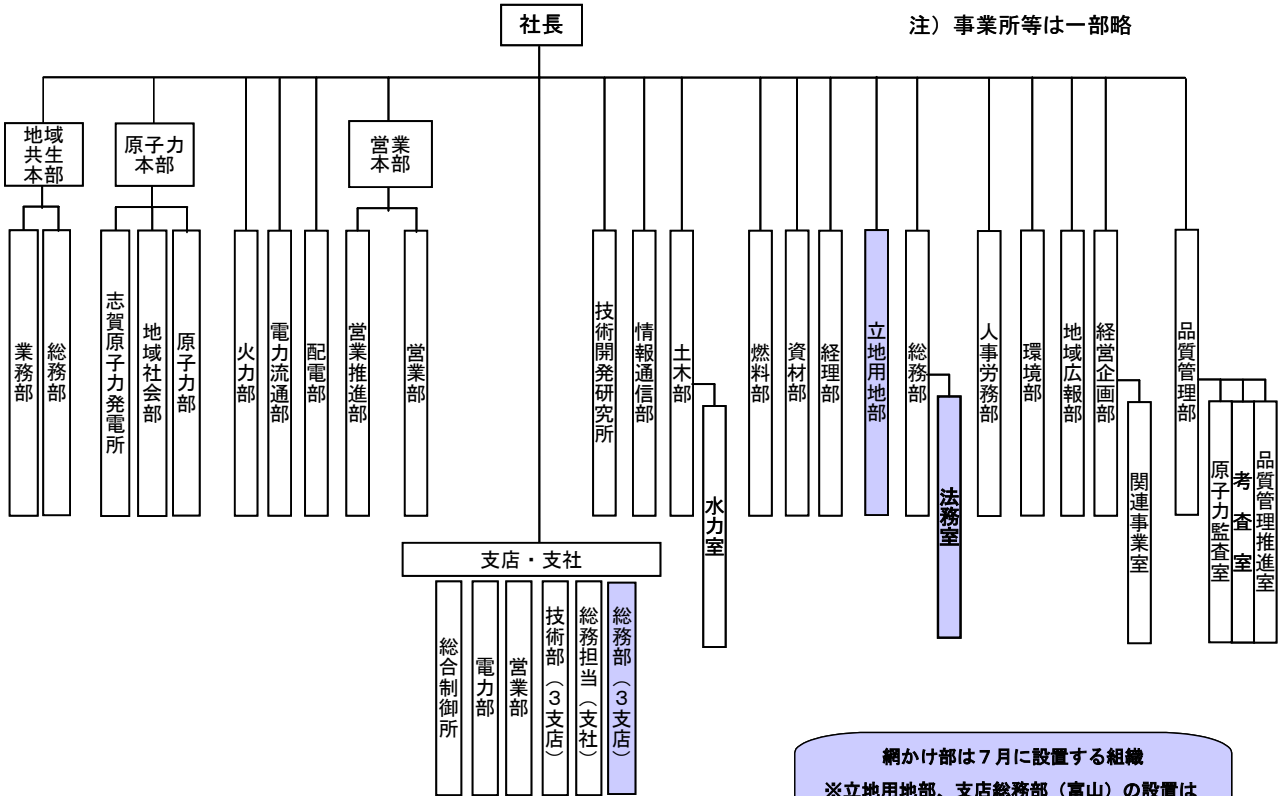
本店総務部は、立地・用地業務の分離により、法務・コンプライアンス業務を強力的に推進する組織と位置づけることとしておりますが、法務機能の一層の強化を図るため、本店総務部内に「法務室」を設置いたします。

これにより、法的課題に対する責任体制を明確化し、適切に対応してまいります。

なお、7月1日付組織改正については、このほか「立地用地部」「富山支店総務部」の設置を予定しています。（4月30日お知らせ済み）

以 上

■ 機構図【組織改正後】



網かけ部は7月に設置する組織
 ※立地用地部、支店総務部（富山）の設置は
 4/30公表済